

枚方市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 30 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	上 野 尚 子
同	八 尾 善 之

1. 監査の対象

(1) 対象部課

子ども青少年部 子ども青少年政策課
子育て支援室子育て事業課
子育て支援室子育て運営課
子育て支援室保育幼稚園課
子ども総合相談センター

(2) 対象事務

平成 29 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 29 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

〔子ども青少年政策課〕

○子どもの居場所づくり推進事業補助金について

子どもの貧困が社会問題となる中、本市では、子どもの居場所づくり推進事業を創設し、いわゆる子ども食堂に取り組む団体を支援している。

子ども食堂の実施団体は、事業計画書に基づく事業を実施し、月例報告書により実施回数や参加者数等を報告している。補助金額の確定は、事業終了後に提出される実績報告書等に基づいて行われていたが、月例報告書との不一致が見受けられた。

今後、補助金額の確定に当たっては、月例報告書の記載方法について周知を図るとともに、実績報告書等の確認を十分に行い、より一層適切な事務執行に努めるよう要望する。

○枚方市青少年育成指導員連絡協議会の事務について

子ども青少年政策課では、枚方市青少年育成指導員連絡協議会の事務局として、大阪府こども会安全共済会の加入事務を行っている。

安全共済会の年会費には市町村こども会連合組織の協力金が含まれているが、本市では協力金を活用した活動を行っていないため、子ども青少年政策課で保管し翌年度に返

金している。平成 28 年度以降は協力金を現金で保管しており、返金できていない事例も見受けられた。

また、共済金の受渡し等のため安全共済会用の銀行口座があり、預金利子も発生していたが、同協議会の活動費収支報告書への記載はなく、簿外管理となっていた。

今後、現金保管に係るリスクの軽減を図るとともに、活動費収支報告書への記載を行い、適切な事務執行に努めるよう要望する。

[子育て支援室]

○待機児童対策「めざせ！！『通年のゼロ』」について

待機児童問題は、少子化のひとつの要因と考えられる。

今後も、国の動向等を注視しながら本市における保育ニーズを的確に把握し、中長期的な観点からの適切な待機児童対策の取組を行うことにより、安心して楽しく子育てできる環境づくりに努めることを要望する。

[子育て運営課]

○市立保育所等の施設管理状況等について

今回、監査対象となった保育所に設置された事故防止等のためのカメラについて、配線の不備やモニターの日付設定誤りなどの事例が見受けられた。

今後は、定期的に機器の設置状況の点検を行うよう要望する。

また、日本スポーツ振興センター災害共済掛金については、生活保護世帯は全額免除されるが、一部の保育所においては保護者会を通じて徴収している事例があった。

日本スポーツ振興センター災害共済掛金のように、保護者の生活状況によって負担額が異なる徴収金については、プライバシー保護及び適正な保護者負担の観点からも、徴収方法の改善を行うよう要望する。

○児童発達支援センターの利用に関する事務について

子育て運営課では、施設が提供するサービスの内容を明確にし、保護者と事業者の双方の理解と合意の下に施設が利用されることを目的として、児童発達支援センターにおけるサービスの利用等に関する契約を保護者と締結している。

利用契約書及び重要事項説明書の作成は法定事項となっているが、一部の契約書類について、様式の不備や保護者への交付漏れ等が見受けられた。

今後は、契約書類の記載内容を必要に応じて見直すとともに、契約手続に係る事務処理を確実に行之、適正な事務執行に努めるよう要望する。

[保育幼稚園課]

○保育料の徴収事務について

保育料の納付については、口座振替の勧奨やコンビニ収納などによる利便性の向上を図るとともに、未納については督促や納付相談などによる納付促進に努めている。

納付相談では保護者と納付計画を作成し、計画に基づく納付の履行確認も行われていたが、提出された納付計画書等については課長供覧としていた。

市税や保険料など同様の徴収事務を所管する部署では、納付計画の確認に係る決裁処理が行われていることから、統一的な納付計画書等の取扱いについて検討するよう要望する。

また、債権管理及び回収に関する条例の施行に的確に対応し、今後も適切な債権管理に努めるよう要望する。

[子ども総合相談センター（家庭児童相談担当）]

○児童虐待防止の取組について

児童虐待防止については、これまでも制度改正や関係機関の体制強化など充実が図られてきたが、深刻な児童虐待が後を絶たず、本市においても相談件数は増加を続けている。

相談件数が増加している要因は、家庭・地域の養育力の低下や、児童虐待の認識の高まりなどとされ、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応のためにも、社会全体で取り組むべき課題となっている。

今後も、子どもの最も身近な場所で支援を行う子ども家庭総合支援拠点としての機能の充実を図り、より相談しやすい体制の整備を進めるよう要望する。

[子ども総合相談センター（子ども・若者・ひとり親相談担当）]

○母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理について

貸付金の収入未済については、平成 30 年 4 月施行の債権管理及び回収に関する条例に定める手続を的確に行うためにも、同条例の施行に合わせて雇用される弁護士を活用などにより、一層の債権回収に努め、貸付金の償還率の向上を図るよう要望する。